

# 消費者被害注意情報

201706号

平成29年8月8日  
島根県消費者センター 立花・田邊  
Tel:0852-22-5103  
Fax:0852-32-5918  
E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

## 「不要品を高く買い取ります」 その電話、実は貴金属が目的かも！？

### 相談事例

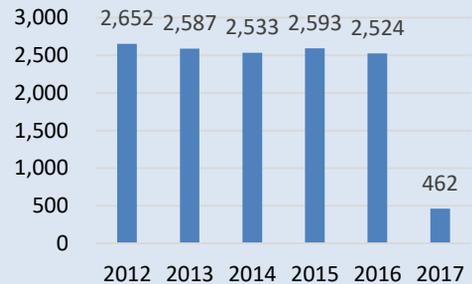
業者から「不要になった古着、着物、バッグや電化製品があれば買い取る」と電話があった。日ごろ家族から荷物を整理するよう言われており、良い機会と思い承諾した。訪問した業者は、古着等には目もくれず「貴金属はないか」というので、金のリング1点、国内有名メーカーの時計2点を1万円で買い取られた。古物商の免許はもっていたが、もう取り戻すことはできないだろうか。

### 解説

事業者が各家庭を訪問し、不用品等を買取することを「訪問買取」といい、古物営業許可証が必要です。高齢者が貴金属を買取られるという相談の増加がきっかけとなり、2012年2月特定商取引法が改正され、「訪問買取」に関する規定が追加されました。

しかし、全国の消費生活センター等には、今年度6月末現在で既に462件(前年同期444件)の相談が寄せられており、県内でも増加が予想されます。

貴金属等の訪問買取に関する  
相談件数(全国)



※2017年度は6月末現在

### アドバイス

- ・「不要品を高く買い取る」という業者の目的は、貴金属の買い取りがほとんどです。
- ・長時間居座ったり、断ると態度が急変するなど、断りにくい状況をつくり、貴金属を安く買い取ろうとしますが、売りたいくない場合は、きっぱりと断りましょう。
- ・契約する場合は、契約書を確実にもらいましょう。
- ・契約しても8日以内であればクーリング・オフ(無条件で契約を解除できる制度)ができます。
- ・突然の訪問、書面不交付、暴言等業者の問題がある場合は契約を取り消すことができる場合がありますので、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

トラブル相談は

消費者ホットライン

い や や  
泣き寝入りは **188**

泣き寝入りは

お近くの消費生活相談窓口にご繋がります



島根県消費者センター  
マスコットキャラクター

だまされないゾウくん